

《全国老人保健施設連盟》

1. 令和5年度税制改正要望

(1) 介護保険サービスの提供にかかる消費税について抜本的に解決すること

(答) 令和5年度税制改正においては認められなかった。

(2) 介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮をすること

(答) 令和5年度税制改正においては認められなかった。

(3) 地域包括ケアシステム実現に資する建物等の投資減税がされること

(答) 令和5年度税制改正においては認められなかった。

(4) 新型コロナウイルス感染症等関連の下記取引につき税制措置がされること

①介護老人保健施設が受け取る補助金等につき法人税非課税とすること

②介護老人保健施設になされた寄附につき、寄附者の所得控除、損金算入枠の拡大、介護老人保健施設の受贈益を法人税非課税とすること

③介護老人保健施設が行う設備投資につき、税額控除、即時償却又は特別償却を可能とすることとし、固定資産税等を非課税とすること

(答) 令和5年度税制改正においては認められなかった。

(5) 食事及び居住に要する費用に係る事業税非課税の明確化がされること

(答) 令和5年度税制改正においては認められなかった。

(6) 地域包括ケアシステム構築を担う介護老人保健施設用建物及び設備等に係る固定資産税、償却資産税及び不動産取得税の減額措置が創設されること

(答) 令和5年度税制改正においては認められなかった。

2. 令和5年度予算等に関する要望

(1) 介護老人保健施設の安定経営が可能となる制度と報酬の構築

(答) 介護老人保健施設については、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「在宅復帰・在宅療養支援機能の促進に向け、更に検討していくべきである。」とされており、当該機能の促進に向けた評価のあり方を含めて、検討していきたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応への支援

(答) 御指摘の「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」については、令和5年度も引き続き実施するため、令和5年度予算

案において盛り込んでいる。

また、施設内療養を行う高齢者施設等への支援については、特別な事情により基準単価を超える必要がある場合には、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合には、基準単価を上乗せすることができることとしている。

(3) 物価高騰への支援

(答) 物価高騰に伴う支援については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が設けられており、令和 4 年 9 月に当該臨時交付金の中に、予算額 6 千億円の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設された。先行して支援を進めた自治体の事例を共有するなどし、積極的な活用を促してきた結果、多くの自治体で光熱費の増加に対応する給付などの支援を実施していただいている。

引き続き、こうした交付金の活用によって、地域の実情に応じたきめ細かい支援が行き渡るよう、自治体の後押しをしつつ、物価の動向や介護現場等の収支の状況等を注視していく。

(4) 介護人材確保への支援

(答) 介護人材確保に向けて、処遇改善や就業促進、職場環境の改善による離職の防止、人材育成への支援なども含めて、総合的に取り組むことが重要である。

介護職員の処遇改善については、これまで累次の改善に取り組んできた結果、全産業平均との給与の格差は縮小してきているところであるが、さらに、今般、現場で働く方々の給与を恒久的に 3%程度引き上げるための措置を講じている。

その他にも、

- ・介護の仕事に対する理解促進や魅力発信
- ・ICT や介護ロボット等のテクノロジーを活用した生産性向上の推進による現場の負担軽減や職場環境の改善
- ・介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する返済免除付き修学資金の貸付による人材育成への支援
- ・介護分野へのアクティブシニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等による多様な人材の活用

などに努めてきた。

また、介護人材の確保にあたっては、地域の実情に応じた対策を進めていくことが重要であり、地域医療介護総合確保基金(令和 4 年度予算 137 億円(国費ベース))を活用し、都道府県が実施する「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する取組を支援している。

こうした取組に必要な財源の確保に努めながら、引き続き人材確保対策を進めていく。

(5) 介護老人保健施設における ICT 化推進のための支援

(答) 介護現場において生産性向上の取組を推進し、負担軽減を図ることは重要と認識している。このため、介護施設・事業所において介護記録、情報共有、報酬の請求などの事務が転記不要となり一気通貫で行うことができるよう、令和元年度から地域医療介護総合確保基金を活用した ICT 導入支援事業により、介護記録等を入力するための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用等について補助割合を原則 1/2 を下限とする補助事業を行っている。令和 5 年度においては、補助対象となる介護ソフトの拡充や補助割合を 3/4 を下限とする要件の拡充を行った上、継続して実施する予定であり、引き続き補助事業の活用について周知するとともに、介護現場の負担軽減を推進するため、現場の方々のご意見も伺いながら事業の実施に取り組んでいく。

(6) 介護老人保健施設における非日常的な医療行為等に対する給付

(答) 介護老人保健施設での診療の方針については、運営基準において、的確な診断を基とし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うこととしている。

その上で、介護老人保健施設に係る介護報酬は、医師等の職員配置に要する費用や、入所者に対して行われる一般的な医療に要する費用を含め、施設の経営実態を踏まえた上で、施設における介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案して設定している。

また、抗悪性腫瘍剤、疼痛コントロールのための医療用麻薬等の投薬等に係る費用等、特別な医療に要する費用については、介護報酬と診療報酬で給付の調整を行い、介護サービス費とは別に診療報酬で請求することが可能となっている。

さらに介護老人保健施設等に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合の診療報酬上の臨時的な取扱い、及びその際の医療費の自己負担分は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の補助対象となることをお示ししている。

また、感染者発生後も継続的なサービス提供につながるよう、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して、通常の介護サービスの提供時では想定されない、消毒費用などのかかり増し経費等に対して支援を行っている。

これらに加え、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合に、地域医療介護総合確保基金による更なる支援として、施設内療養者 1 名につき最大 30 万円の支援を行う補助制度を活用することができることとしている。

(7) 介護老人保健施設の防災対策等のための財源確保

(答) 介護老人保健施設を含む介護施設等の防災・減災対策を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して、耐震化改修、非常用自家発電・給水設備の整備、

水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に対する補助を行っており、令和 4 年度補正予算において「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）分として 56 億円を計上するほか、令和 5 年度当初予算案においても 12 億円を計上し、防災・減災対策に必要な財源を確保している。なお、耐震化改修については定員 29 名以下の施設に限って、支援しており、定員 30 名以上の施設については都道府県に財源移譲している。